



熊本県公報

第13430号
令和7年(2025年)
5月7日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… () 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 3
- 令和7年度(2025年度)自衛官候補生の採用試験情報等…………… (市町村課) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5

公 告

- 令和7年度(2025年度)熊本県毒物劇物取扱者試験の実施について…………… (薬務衛生課) 5
- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 7
- 土地改良区の役員の選任等…………… () 7

登 載 依 頼

- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和7年度(2025年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 7
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和7年度(2025年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… () 8
- 自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程及び確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則…………… (警察本部警務課) 12

告 示

熊本県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年(2025年)5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年(2025年)5月7日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字滝川字西原 1999番1地先から 同所 1982番1地先まで	72.1	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)5月7日

熊本県告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。
令和7年(2025年)5月7日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中松川	南阿蘇村中松	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
新町川-1	南阿蘇村白川	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
新町川-2	南阿蘇村白川	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
柏野川-1	南阿蘇村河陰	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
柏野川-2	南阿蘇村河陰	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
柏野川-3	南阿蘇村河陰	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
赤瀬川-3	南阿蘇村立野	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
赤瀬川-4	南阿蘇村立野	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
河陽谷-1	南阿蘇村河陽	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
河陽谷-2	南阿蘇村河陽	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
中松	南阿蘇村中松	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
柏野-2	南阿蘇村河陰	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
柏野-3	南阿蘇村河陰	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下野-1	南阿蘇村下野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下野-2	南阿蘇村下野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
赤瀬-1	南阿蘇村立野	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
赤瀬-2	南阿蘇村立野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

(別図1から別図17までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年（2025年）5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）5月7日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨	阿蘇市一の宮町中坂梨字番手		11.4		活力創

線	688番地先から 阿蘇市一の宮町坂梨字新屋敷 662番4地先まで	前	～ 21.5	574.9	出基盤 交付金
		後	11.4 ～ 103.5	574.9	

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)5月7日

熊本県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)5月7日

熊本県知事 木村敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町中坂梨字番手 683番5地先から 阿蘇市一の宮町坂梨字新屋敷 623番2地先まで	171.9	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)5月7日

熊本県告示第382号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年(2025年)5月7日

熊本県知事 木村敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 小国町社会福祉協議会	養護老人ホーム 悠和の里	阿蘇郡小国町宮原741-3	令和7年(2025年)5月1日	特定施設入居者生活介護

熊本県告示第383号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年(2025年)5月7日

熊本県知事 木村敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 小国町社会福祉協議会	養護老人ホーム 悠和の里	阿蘇郡小国町宮原741-3	令和7年(2025年)5月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

熊本県告示第384号

令和7年度(2025年度)陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の応募資格及び受付期間が定められ、試験期日及び試験場等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により告示する。

令和7年(2025年)5月7日

熊本県知事 木村敬

1 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者
 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)

2 受付期間

- (1) 第1回：令和7年(2025年)3月1日(土)から5月7日(水)まで
- (2) 第2回：令和7年(2025年)5月8日(木)から6月27日(金)まで
- (3) 第3回：令和7年(2025年)7月1日(火)から9月2日(火)まで
- (4) 第4回：令和7年(2025年)9月3日(水)から9月30日(火)まで
- (5) 第5回：令和7年(2025年)10月1日(水)から11月5日(水)まで
- (6) 第6回：令和7年(2025年)11月6日(木)から12月11日(木)まで
- (7) 第7回：令和7年(2025年)12月12日(金)から令和8年(2026年)1月30日(金)まで

※高校生の受付は第3回目以降

3 試験期日等

- (1) 筆記試験及び適性検査(WEB試験方式)
 第1回：令和7年(2025年)5月18日(日)から5月21日(水)まで
 (うち任意の1日)
- (2) 口述試験及び身体検査
 第1回：令和7年(2025年)6月2日(月)から6月3日(火)まで
 (うち任意の1日)

※第2回以降の試験期日及び詳細については、自衛隊熊本地方協力本部のホームページに掲載する。

4 試験種目

筆記試験(国語、数学、地理歴史、公民及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

5 試験場

受付時又は受験票交付時に指定する。

6 その他

上記試験の試験期日等は、変更になる可能性がある。

7 お問い合わせ窓口等

- (1) お問い合わせ窓口

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部 募集課	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟 3階	096-297-2051
熊本分駐所	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟 3階	096-297-2054
熊本募集案内所	〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番 53号 熊本第二合同庁舎1 階	096-372-0045
宇城募集案内所	〒869-0451 宇土市北段原町15番地 宇 土合同庁舎1階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0016 玉名市岩崎273番地 玉名 合同庁舎5階	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306 菊池市大琳寺239番地 本 田ビル2階	0968-24-2772
八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001
水俣地域事務所	〒867-0035 水俣市月浦字前田54番地1 65 水俣港湾合同庁舎2階	0966-63-5863

人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地1 3 沖田ビル1階	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市浄南町1番地13	0969-22-3349
阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546 番地3	0967-22-4575

(2) 自衛隊熊本地方協力本部ホームページアドレス
<https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/>

熊本県告示第385号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）5月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援 Poco 阿蘇郡西原村小森618-3ありえす西原5号棟	合同会社Revecool 合志市野々島3656番地13 枝尾 祐介	令和7年（2025年）5月1日	4351300118	指定児童発達支援

熊本県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年（2025年）5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）5月7日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町中田字後大坪 13番1地先から 同所 1番1地先まで	203.3	広域連携 改築

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）5月7日

公 告

熊本県公告第283号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。

令和7年（2025年）5月7日

熊本県知事 木 村 敬

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年（2025年）8月5日（火） 午前10時から正午まで

なお、災害等の影響で試験を実施できない場合は、令和7年（2025年）8月1

9日(火)に延期する。

- (2) 場所
ホテル熊本テルサ(熊本市中央区水前寺公園28-51)

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験(以下「一般」という。)
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験(以下「農業用」という。)
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験(以下「特定」という。)

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。

(2) 試験の範囲

次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求等

受験願書は、熊本県のホームページに掲載する(ダウンロード可)ほか、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課で配布する。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒(返信先を明記し、140円分(1部請求の場合)の郵便切手を貼付した角形2号封筒)を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に請求すること。

(2) 受験願書受付期間

令和7年(2025年)6月2日(月)から6月13日(金)までとし、令和7年(2025年)6月2日(月)から6月13日(金)までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出等

受験願書の提出方法は書留(簡易書留も可)による郵送に限るものとし、提出先は以下のとおりとする。

宛先 郵便番号 860-0846
熊本城東郵便局留
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課宛て

(4) 受験手数料

10,700円

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、令和7年(2025年)7月中旬に受験者宛てに送付する。

7 正答及び合格基準の公表

令和7年(2025年)8月12日(火)午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県各広域本部・地域振興局保健福祉環境部(保健所)(以下「熊本県保健所」という。)に正答及び合格基準を掲示する。

また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

令和7年(2025年)9月5日(金)午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページにも掲載するとともに、合格者宛てに合格証を郵送する。

(2) 得点に関する開示

得点の情報提供を希望する場合には、受験者本人が受験票及び本人であることを証する書類(運転免許証等)を持参の上、合格発表の日から令和7年(2025年)10月6日(月)まで(平日の午前8時30分から午後5時15分までに限る)の間に熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課へ申し出ること。

(3) 試験問題の内容に関する問合せ

試験問題の内容に関する問合せは、令和7年(2025年)8月26日(火)までに熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(電話 096-333-2242)へ行うこと。

熊本県公告第284号

菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により公告する。

令和7年(2025年)5月7日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	豊岡 裕次	菊池郡大津町大字杉水42番地1

熊本県公告第285号

菊池市に事務所を置く菊池台地用水土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により公告する。

令和7年(2025年)5月7日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	中田 義章	山鹿市古閑868-1
就任 理事	中田 廣行	山鹿市古閑1014-3

掲載依頼

熊本県警察本部告示第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)5月7日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和7年度(2025年度)導入分)の賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和7年(2025年)5月16日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第41号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和7年(2025年)5月7日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和7年度(2025年度)導入分)の賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係(熊本県庁警察棟4階)
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- (5) 借入物品の規格、品質等
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和7年度(2025年度)導入分)の賃貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
 契約締結の日から令和13年(2031年)12月31日(水)まで
- (7) 借入期間
 令和8年(2026年)1月1日(木)から令和13年(2031年)12月31日(水)まで
- (8) 納入期限
 令和7年(2025年)12月26日(金)まで
- (9) 納入場所
 仕様書のとおりとする。
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1

10分の100に相当する金額により入札すること。
 (2) 仕様に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(3) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者の入札参加資格を有している場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
 また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）5月16日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(3) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和7年（2025年）5月23日（金）午後5時までに1(3)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(3)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受け、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 機能等証明書技術審査結果通知書
 ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形

- 式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データ量が3メガバイトを超え、等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)6月12日(木)午後3時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)6月12日(木)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)6月26日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)6月25日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年(2025年)6月26日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)6月25日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札を行った者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送による入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局

に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2447）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name of Items Leased and Quantity :

A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender :

Date: June 26th 2025, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2447)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公安委員会規則第8号

自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程及び確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月7日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程及び確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

(自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程の一部改正)

第1条 自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程(平成3年熊本県公安委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部改正)

第2条 確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則(平成17年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第14号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。